

## 富山県における「公正取引委員会よろず相談室」の定期開催について

平成31年3月18日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

公正取引委員会中部事務所は、管轄である富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県において、下請法、消費税転嫁対策特別措置法及び独占禁止法の適切な運用や相談対応に努めておりますが、所在する名古屋市から遠い地域において、これらの相談対応の一層の充実を図るため、公益財団法人富山県新世紀産業機構の後援により、下記のとおり、平成31年4月から富山県において定期的に「公正取引委員会よろず相談室」を開催します（別添参照）。

### 1 日 時

平成31年度の奇数月の第3水曜日（具体的な開催日は別添申込書参照）

#### (1) 下請法に関する研修会

午後1時～午後1時50分

#### (2) 相談会

①午後2時～午後2時50分

②午後3時～午後3時50分

③午後4時～午後4時50分

### 2 定 員

開催日ごとに10名（参加無料・先着申込順）

### 3 場 所

株式会社富山県総合情報センター 2階 第8会議室（富山市高田527）

### 4 内 容

#### (1) 下請法に関する研修会

#### (2) 相談会

※ 参加を希望される方は、別添（裏面）の申込書に必要事項を御記入の上、それぞれの開催月の締切日までにファクシミリ又は電話にてお申し込みください。

なお、研修会及び相談会の取材については、参加者の秘密保持のため、お断りさせていただきますが、本相談室にて相談対応職員に取材していただくことは可能です。取材を御希望の報道機関におかれましては、あらかじめ以下の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所総務課 電話 052-961-9421(直通)
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/">https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/</a>

# 「公正取引委員会よろず相談室」を開設します!

後援：公益財団法人富山県新世紀産業機構

公正取引委員会は、法務省、財務省などと同じ、国の行政機関であり、下請法、消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法にかかわる違反行為を取り締まっています。

## こんなお悩み、ありませんか？

- 取引先が約束した期日に代金を支払ってくれない。
- 納品した後に、契約した金額を減らされた。
- タダで取引先の棚卸しを手伝うよう頼まれた。
- 消費税の増税分を支払ってもらえないので、税率アップ分が自社負担となっている。
- いつも口頭発注で、契約書（発注書）を出してくれないので不安だ。
- 納品先から、ライバル企業とは取引しないように言われた。
- 明らかに仕入価格を下回って販売しているお店があって困る。



平成31年度の奇数月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）の第3水曜日に、(株)富山県総合情報センター 2階第8会議室において、下請法、消費税転嫁対策特別措置法及び独占禁止法に詳しい公正取引委員会の職員が、皆様のお悩みをお聞きします。また、下請法に関する研修会も開催します。

お気軽にお越しください。受講料など一切不要です。裏面の申込書を御利用ください。

※ お問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 中部事務所 電話：052-961-9421（担当：石川）

※送信票は必要ありません。

公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務課 宛て

(FAX 052-971-5003)

## 「公正取引委員会よろず相談室」申込書

(入手した個人情報は、本業務以外の目的には使用いたしません。)

所 属 (会社・団体 名)		
氏 名		
希望日時	<p>※1 御希望の年月日を○で囲んでください。</p> <p>①平成31年 5月15日(水)(2階 第8会議室)【定員10名】(5月13日締切)          ②平成31年 7月17日(水)(2階 第8会議室)【定員10名】(7月12日締切)          ③平成31年 9月18日(水)(2階 第8会議室)【定員10名】(9月13日締切)          ④平成31年11月20日(水)(2階 第8会議室)【定員10名】(11月18日締切)          ⑤平成32年 1月15日(水)(2階 第8会議室)【定員10名】(1月10日締切)          ⑥平成32年 3月18日(水)(2階 第8会議室)【定員10名】(3月16日締切)</p>	
	研修会	<p>※2 研修会への出欠を○で囲んでください。</p> <p>【時間】午後1時～午後1時50分          ①出席する      ②出席しない</p>
	相談会	<p>※3 相談会について、相談内容及び御希望の時間を○で囲んでください。</p> <p>【相談内容】①下請法      ②消費税転嫁対策特別措置法          ③独占禁止法      ④その他(                      )</p> <p>【時間】①午後2時～午後2時50分      ②午後3時～午後3時50分          ③午後4時～午後4時50分</p>
連絡先電話番号		

- 研修会及び相談会は、定員に達し次第、締め切らせていただきます。
- 相談については、御希望の時間が重複した場合は、時間の変更をお願いする場合がございます。